

福島市立地適正化計画に伴う届出

＜医療・文化・商業・行政・教育施設の休廃止を計画しているみなさまへ＞

- 福島市では、平成30年度に、都市再生特別措置法に基づく、福島市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）を策定し公表しました。
※平成28年度計画の一部策定、平成30年度全体計画策定
- 都市再生特別措置法の一部改正（平成30年7月15日施行）により、計画内に記載した都市機能誘導施設（一定規模以上）の既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて手を打てる機会を確保するため、本計画で定められた都市機能区域内において、誘導施設（一定規模以上）の休廃止を行う場合、都市再生特別措置法に基づき届出が義務（平成30年7月15日より）づけられました。

① 届出の対象となる区域：都市機能区域内

② 届出の対象となる行為

- 誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

③ 届出の時期

- 誘導施設を休止又は廃止しようとする日の30日前までに届出

④ 届出の対象となる施設（誘導施設）

分類	届出の対象となる施設	規模等
医療施設	医療法第4条に定める地域医療支援病院	延床面積10,000㎡以上、かつ、ベッド数200床以上
文化施設	図書館法第2条第1項に定める図書館 博物館法第2条第1項に定める美術館 地方自治法第244条に定める公の施設	延床面積6,000㎡以上
商業施設	福島県商業まちづくりの推進に関する条例第2条の7に定める小売商業施設	売場面積6,000㎡以上
行政施設	地方自治法第4条第1項に定める施設	延床面積6,000㎡以上
教育施設	学校教育法第1条に定める学校のうち、同法第83条に定める大学、同法108条に定める短期大学、ならびに同法124条に定める専修学校	延床面積6,000㎡以上

⑥ 助言又は勧告について

届出に係る誘導施設の休止又は廃止が都市機能区域内における新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告を行うことができることとなっています。

〈助言の例〉	休止又は廃止しようとする施設への入居候補者の紹介
〈勧告の例〉	新たな誘導施設の入居先として活用するため、建築物の取り壊しの中止を要請

届出に必要な書類

都市機能区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

届出は、定められた届出書（様式）に必要事項（行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日、行為の完了予定日）を記入のうえ、担当窓口へ提出してください。

■届出書（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

- 様式第21

■添付書類

- 原則不要です（※必要に応じて位置図等の提出をお願いする場合があります）。

【都市機能区域】

